2　第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3　第四十六条の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4・5　（略）

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第五十一条　法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　土地の形質の変更の種類

四　土地の形質の変更の場所

五　土地の形質の変更の施行方法

六・七　（略）

八　土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

九　事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

十一　自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

2　第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるのは、「をしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第五十二条　第四十八条第二項及び第三項並びに前条第一項（第八号及び第九号を除く。）の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条中「をしようとする」とあり、及び前条第一項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第七号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第五十二条の二　法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　法第十二条第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二　土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

2　第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3　第四十六条の規定は、第一項第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。

4・5　（略）

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第五十一条　法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書を提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

（新規）

（新規）

四・五　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

2　第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第五十二条　第四十八条第二項及び前条第一項の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第五号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（新規）